

鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等の訂正表（令和元年10月30日公表）

令和元年7月23日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関し、以下のとおり訂正します。

なお、令和元年8月21日に公表した「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等の訂正表」、9月29日に公表した「入札説明書に関する質問への回答の変更」において訂正した資料の再訂正を行ったものもありますので、必ずこの訂正表を参照してください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
入札説明書	4	I 4 (4) i イ	(中略) (カ) 開館後の施設貸出等業務 (キ) <u>その他運営に関する業務</u>	(中略) (カ) 開館後の施設貸出等業務
入札説明書	4	I 4 (4) i エ	【(注) 本項は、令和元年8月21日に公表した訂正版において訂正されたものを再訂正するものです】 (中略) (ウ) 集客促進業務 (オ) <u>運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）</u> ・ ミュージアムショップ運営 ・ 飲食施設運営	(中略) (ウ) 集客促進業務 (エ) <u>運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）</u> ・ ミュージアムショップ運営 ・ 飲食施設運営
業務要求水準書	4	I. 2. (5) 表内の「必須事業」のうち「開館準備業務（県と協同して実施）」の内容	(中略) ・ 開館後の施設貸出等業務 ・ <u>その他運営に関する業務</u>	(中略) ・ 開館後の施設貸出等業務
業務要求水準書	4	I. 2. (5) 表内の「必須事業」のうち「運営業務（県と協	(中略) ・ 集客促進業務 ・ <u>その他運営に関する業務</u> ・ 運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）	(中略) ・ 集客促進業務 ・ 運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業） ➤ ミュージアムショップ運営

		同して実施」の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ミュージアムショップ運営 ➤ 飲食施設運営 	➤ 飲食施設運営
業務要求水準書	9	II. 3.	(中略) ・宅地造成等規制法及び施行令	(中略) ・宅地造成等規制法及び施行令 ・ <u>土壌汚染対策法</u>
業務要求水準書	84	V. 4. (4) ①	<p>【(注) 本項は、令和元年8月21日に公表した訂正版において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を<u>上図</u>の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を<u>下図</u>の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。
業務要求水準書	88	V. 4. (5) ② n.	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に中継所に集められたごみ等を区別して集積所まで運搬する。 ・日常的に集められたごみを種類ごとに分別する。 ・日常的に集められたごみを適量な分量に梱包する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に中継所に集められたごみ等を区別して集積所まで運搬する。 ・日常的に集められたごみを種類ごとに分別する。 ・日常的に集められたごみを適量な分量に梱包する。 ・<u>分別、梱包したごみは、廃棄物収集運搬事業者との委託契約等の方法も含め関係法令に従って処分する。</u>
業務要求水準書	89	V. 4. (5) ③ e. ア.	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は積雪及び大雪予報がある際、<u>運営に支障が出ないために除雪を行う。</u> ・特に来館者・職員等の歩行動線・車両通行に支障がないようにすること。 ・<u>事業者は開館時間までに除雪作業を行うこと。また、開館時間後も運営上必要であると判断した場合、同様の対応を行うこと。</u> ・なお、除雪を行う判断基準は、下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・積雪が 10cm 以上で今後さらに積雪があると予想される場合。 ・大雪警報や注意報の発令により、相当量の積雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は積雪及び大雪予報がある際、<u>運営に支障が出ないために迅速に除雪を行う。</u> ・特に来館者・職員等の歩行動線・車両通行に支障がないようにすること。 ・なお、除雪を行う判断基準は、下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・積雪が 10cm 以上で今後さらに積雪があると予想される場合 ・大雪警報や注意報の発令により、相当量の積雪が予想される場合 ・その他発注者において、除雪の必要を認めた場合 ・除雪に必要な除雪機・スコップ等の資材・燃料を準備すること。

			<ul style="list-style-type: none"> ・その他発注者において、除雪の必要を認めた場合 ・除雪に必要な除雪機・スコップ等の資材・燃料を準備すること。 	
業務要求水準書	93	V. 4. (7) ② g.	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内を巡回し、施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防・通報を行う。 ・<u>最低2時間ごとに敷地内を巡回警備すること。</u> ・施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防及び作品に対するいたずら、落書きの防止に努めること。 ・事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。 ・事故や事件等が発見された場合、県及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内を巡回し、施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防・通報を行う。 ・<u>開館中は少なくとも2時間ごとに、閉館後は各室の施錠状況の確認、館内及び敷地内の異常の発見を主たる目的として敷地内を巡回警備すること。</u> ・施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防及び作品に対するいたずら、落書きの防止に努めること。 ・事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。 ・事故や事件等が発見された場合、県及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。
業務要求水準書	123	VI. 3. (3) ① b. イ.	<p>【業務内容】 県内の小学4年生全員のバス招待</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内小学生の招待計画立案><協議(経営戦略会議)・招待小学校の決定>>各小学校と来館スケジュール調整>バス手配>来館対応(鑑賞プログラム等の実施)・記録撮影>振り返り</p> </div>	<p>【業務内容】 県内の小学4年生全員のバス招待</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内小学生の招待計画立案><協議(経営戦略会議)・招待小学校の決定>>各小学校と来館スケジュール調整>バス手配>来館対応(鑑賞プログラム等の実施)・記録撮影>振り返り>支払</p> </div>
業務要求水準書 別添資料1		写真収蔵庫廻りの記述	<p>【(注)本項は、令和元年8月21日に公表した訂正版において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>写真収蔵庫前室：夏季 22℃±1℃、55%±5% 冬季 18℃±1℃、55%±5%</p> <p>写真収蔵庫：夏季・冬季とも 15℃±1℃、55%±5%</p>	<p>写真収蔵庫前室：夏季 22℃±1℃、55%±5% 冬季 18℃±1℃、55%±5%</p> <p>写真収蔵庫：夏季・冬季とも 17℃±2℃、50%±5%</p>

			プレハブ冷蔵庫：庫内温度 10℃±1℃・湿度 45%±5%が保てるもの				プレハブ冷蔵庫：庫内温度 10℃±1℃・湿度 45%±5%が保てるもの					
業務要求水準書別添資料 1		収蔵庫①の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用 EV の開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>				<u>出入口は開口幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>					
業務要求水準書別添資料 1		収蔵庫②の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用 EV の開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>				<u>出入口は開口幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>					
業務要求水準書別添資料 1		収蔵庫③の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用 EV の開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>				<u>出入口は開口幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>					
業務要求水準書別添資料 1		収蔵庫前室の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用 EV の開口部にあわせる</u>				<u>出入口は開口幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とする</u>					
業務要求水準書別添資料 1		一時保管庫の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用 EV の開口部にあわせる</u>				<u>出入口は開口幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とする</u>					
提案記載要領・様式集	14	維持管理業務に関する提案	維持管理業務に関する提案	建築物の機能・性能保持	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能維持に関する取組方針 <u>事業戦略との関係性</u> 事故等の未然防止に関する対策 ※具体的な修繕対象及び実施時期・見積金額等を示す修繕計画表は別紙（様式の枚数制限には含 	6-C-1	A3横（2枚）	維持管理業務に関する提案	建築物の機能・性能保持	<ul style="list-style-type: none"> 機能・性能維持に関する取組方針 事故等の未然防止に関する対策 ※具体的な修繕対象及び実施時期・見積金額等を示す修繕計画表は別紙（様式の枚数制限には含めない）でも可とする。 	6-C-1	A3横（2枚）

				めない)でも可とする。					作品環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 作品環境保全に関する基本方針 チェック体制・検査体制の構築 被害発生時の対応方針 		
				作品環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 作品環境保全に関する基本方針 チェック体制・検査体制の構築 被害発生時の対応方針 				利用者の快適性	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の快適性確保のための対応方針、工夫 清掃体制、内容 		
				利用者の快適性	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の快適性確保のための対応方針、工夫 清掃体制、内容 				防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 防犯・防災に対する考え方、対策 		
				防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 防犯・防災に対する考え方、対策 							
提案記載要領・様式集	4	第1 3 提出書類の欄	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加表明書（様式3-1） 入札参加者構成員等一覧表（様式3-2） 委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3） 入札参加資格確認申請書（様式3-4） 秘密保持誓約書（様式3-5） 				<ul style="list-style-type: none"> 入札参加表明書（様式3-1） 入札参加者構成員等一覧表（様式3-2） <u>入札参加者構成員等の役員名簿（様式3-2-1）</u> 委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3） 入札参加資格確認申請書（様式3-4） 秘密保持誓約書（様式3-5） 					
提案記載要領・様式集	5	第1 3 提出時の注意事項の欄	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者構成員等一覧表（様式3-2） <p>1枚につき、代表企業・構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印し、原本の左上をホチキス止めして提出するこ</p>				<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者構成員等一覧表（様式3-2） <p>1枚につき、代表企業・構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印し、原本の左上をホチキス止めして提出するこ</p>					

			<p>と。ただし、複数の企業が同一の様式に記載・押印することを妨げない。</p> <p>・委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3） 表紙について、1枚につき、代表企業・構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印すること。ただし、複数の企業が同一の様式に記載・押印することを妨げない。なお、2枚目以降とあわせ、原本の左上をホチキス止めて提出すること。</p>	<p>と。ただし、複数の企業が同一の様式に記載・押印することを妨げない。</p> <p>・<u>入札参加者構成員等の役員名簿（様式3-2-1）</u> <u>代表企業・構成員・協力企業それぞれの法人登記簿謄本に記載されている役員の氏名、生年月日、性別及び住所を記載すること。</u></p> <p>・委任状（構成員等→代表企業）（様式3-3） 表紙について、1枚につき、代表企業・構成員・協力企業がそれぞれ個別にグループ名と自社の必要事項を記載・代表者印を押印すること。ただし、複数の企業が同一の様式に記載・押印することを妨げない。なお、2枚目以降とあわせ、原本の左上をホチキス止めて提出すること。</p>
様式6-B-17 要求水準確認書 (各室諸元表)		収蔵庫①の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用EVの開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>	<u>出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>
様式6-B-17 要求水準確認書 (各室諸元表)		収蔵庫②の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用EVの開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>	<u>出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>
様式6-B-17 要求水準確認書 (各室諸元表)		収蔵庫③の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用EVの開口部にあわせ、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>	<u>出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とし、耐火扉とは別に木製戸を設ける</u>
様式6-B-17 要求水準確認書 (各室諸元表)		収蔵庫前室の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用EVの開口部にあわせる</u>	<u>出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とする</u>
様式6-B-17 要求水準確認書 (各室諸元表)		一時保管庫の出入口に関する記述	<u>出入口の幅・高さは荷物用EVの開口部にあわせる</u>	<u>出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とする</u>

基本協定書（案）	5	第10条第6項 第12号、第13号、第14号	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>(12) <u>甲の責めに帰すべき事由（甲の議会の議決が得られなかった場合を含む。）により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、乙及び特別目的会社に対し、乙及び特別目的会社に生じた損害を賠償する。</u></p> <p>(13) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(14) 第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。</p>	<p>(12) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(13) 第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。</p>
基本協定書（案）	5	第10条第12項、第13項	<p>12 第1項及び第2項の規定にかかわらず、落札者決定時までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失したことが落札者決定後に判明した場合には、甲は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、甲は、やむを得ないと認めたときは、代表企業を除く構成員又は協力企業の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。</p> <p>13 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他の合意において、別途、構成員及び協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</p>	<p>12 <u>甲の責めに帰すべき事由（甲の議会の議決が得られなかった場合を含む。）により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、乙及び特別目的会社に対し、乙及び特別目的会社に生じた損害を賠償する。</u></p> <p>13 第1項及び第2項の規定にかかわらず、落札者決定時までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失したことが落札者決定後に判明した場合には、甲は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、甲は、やむを得ないと認めたときは、代表企業を除く構成員又は協力企業の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。</p>

				14 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他の合意において、別途、構成員及び協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。
事業契約書（案）	3	第 11 条第 1 項	<p>【（注）本項は、令和元年 8 月 21 日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>第 11 条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者は、<u>本施設の維持管理及び運営の履行を保証するため、本施設の引渡し以降、事業期間終了時までの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は開館準備企業、維持管理企業若しくは運営企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。</u></p>	<p>【（注）本項の訂正は、令和元年 9 月 29 日に公表した「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答」における訂正と同じものです】</p> <p>第 11 条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 (4) 本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証</p>

			<p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) 本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(4) 本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>	<p>(5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>
事業契約書（案）	3	第11条第2項	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>2 <u>前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。また、前項に定める保証の金額が、本施設の維持管理及び運営の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。</u></p>	<p>【（注）本項の訂正は、令和元年9月29日に公表した「鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答」における訂正と同じものです】</p> <p>2 <u>前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。</u></p>
事業契約書（案）	17	第42条第1項	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>第42条 本施設に瑕疵があるときは、県は、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、<u>か</u></p>	<p>第42条 本施設に瑕疵があるときは、県は、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、<u>か</u></p>

			つその修補に過分の費用を要するときは、県は修補を請求することができない。	つ、その修補に過分の費用を要するときは、県は修補を請求することができない。
事業契約書（案）	17	第 42 条第 2 項	<p>【（注）本項は、令和元年 8 月 21 日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 41 条に基づき本件施設の最終の引渡しを受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者若しくは建設企業の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。</p>	<p>2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 41 条に基づき本施設の最終の引渡しを受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者又は建設企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。</p>
事業契約書（案）	17	第 42 条第 3 項	新設	<p>3 前二項の規定にかかわらず、県は、第 41 条に基づく本施設の引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、事業者が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。</p>
事業契約書（案）	17	第 42 条第 3 項	<p>【（注）本項は、令和元年 8 月 21 日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>3 県は、各施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内に、県がその滅失又は毀損を知った日から 1 年以内に前項の権利を行使しなければならない。</p>	<p>4 県は、本施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内で、かつ県がその滅失又は毀損を知った日から 1 年以内に前項の権利を行使しなければならない。</p>
事業契約書（案）	17	第 42 条第 4 項	<p>【（注）本項は、令和元年 8 月 21 日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p>	

			<p>4 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入れさせるものとする。</p>	<p>5 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入れさせるものとする。</p>
事業契約書（案）	19	第 53 条第 1 項	<p>【（注）本項は、令和元年 8 月 21 日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>第 53 条 <u>事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙 5 に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。</u></p>	<p>第 53 条 <u>事業者又は維持管理企業、運営企業は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙 5 に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。</u></p>
事業契約書（案）	33	第 91 条第 1 項	<p>【本項は、令和元年 9 月 29 日に公表した入札説明書等に関する質問に対する回答において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>第 91 条 <u>本契約が第 80 条、第 81 条又は第 82 条により解除されたとき、事業者は、県の請求により、次の金額の違約金を速やかに県に支払わなければならない。</u></p> <p>（1）本契約が第 41 条第 1 項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額</p> <p>（2）本契約が第 41 条第 1 項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額</p>	<p>第 91 条 <u>本契約が第 80 条、第 81 条又は第 82 条により解除されたときは（ただし、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第 48 条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かを問わない。）県は、次の各号に定める場合に応じ、当該各条に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとし、事業者は、県の請求に従い、当該金額を支払わなければならない。なお、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。</u></p> <p>（1）本契約が第 41 条第 1 項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額</p>

				(2) 本契約が第 41 条第 1 項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額
事業契約書 (案)	33	第 91 条第 2 項	2 前項に定める本契約の解除の場合、事業者は、解除により県に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を県に支払ったときは、解除により県に生じた損害のうち支払済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。	2 前項に定める本契約の解除 (ただし、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合については、本契約が解除されない場合及び第 48 条に定める指定管理者の指定が取り消されない場合を含む。この項において同じ。) の場合、事業者は、解除により県に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を県に支払ったときは、解除により県に生じた損害のうち支払済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。
事業契約書 (案)	33	第 91 条第 7 項	<p>【本項は、令和元年 9 月 29 日に公表した入札説明書等に関する質問に対する回答において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>7 事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第 48 条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、県は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとする。なお、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。</p> <p>(1) 第 41 条第 1 項に基づく本施設の引渡しの前に事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額</p>	削除

			<p>(2) 第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額</p>					
事業契約書(案)	34	第93条第1項第3号	<p>(3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更(役務、物品の調達に係る消費税及び地方消費税の変更を除く。)</p>			(3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更		
事業契約書(案)	35	第95条第1項第2号	<p>【(注)本項は、令和元年8月21日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>(2) 本施設の第41条第1項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、本事業のサービス対価のうち当該不可抗力が発生した事業年度の前年度の開館準備業務に係る金額、維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額(引渡し後初年度の場合は、本事業のサービス対価のうち本施設の供用開始後2年度目の維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額の合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>			<p>(2) 本施設の第41条第1項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、本事業のサービス対価のうち当該不可抗力が発生した事業年度の前年度の開館準備業務に係る金額、維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額(引渡し後初年度及び翌年度の場合は、本事業のサービス対価のうち本施設の供用開始後2年度目の維持管理業務に係る金額及び運営業務に係る金額の合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>		
事業契約書(案)	48	別紙3 1 表のうち	維持管理・運営の対価	維持管理業務費	・建築物保守管理業務(定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守)に要する費用	維持管理・運営の対価	維持管理業務費	・建築物保守管理業務(定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守)に要する費用

		項目「維持管理・運営の対価」		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）に要する費用 ・ 施設備品等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）に要する費用 ・ 修繕業務に要する費用 ・ 清掃業務に要する費用 ・ 環境衛生管理業務に要する費用 ・ 警備業務に要する費用 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）に要する費用 ・ 施設備品等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）に要する費用 ・ 修繕業務に要する費用 ・ 清掃業務に要する費用 ・ 環境衛生管理業務に要する費用 ・ 警備業務に要する費用
			運営業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者対応業務に要する費用 ・ 学芸業務に要する費用 ・ 集客促進業務に要する費用 ・ その他運営に関する業務に要する費用 		運営業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者対応業務に要する費用 ・ 学芸業務に要する費用 ・ 集客促進業務に要する費用 ・ その他運営に関する業務に要する費用 ・ <u>特別目的会社の運営に要する費用</u>
事業契約書（案）	48	別紙 3 2（1）② 表	元本総額	業務要求水準書Ⅲに示す設計・建設業務に要する費用及び建中金利から3（1）①に該当する一括払い分を控除した金額	元本総額	業務要求水準書Ⅲに示す設計・建設業務に要する費用及び建中金利から3（1）①に該当する一括払い分を控除した金額	
			支払回数	事業者は、本施設の引渡後、毎年、 <u>適法な請求書を県に発行し、その受領後 30 日以内の任意の日に、県は第 1 回の支払を行う。以降毎年 4 月初頭支払の全 15 回払いとする。</u>	支払回数	事業者は、本施設の引渡後、毎年、 <u>適法な請求書を県に発行する。県は、本施設の引渡日から 5 か月以内の任意の日に、第 1 回目の支払を行う。以降、毎年 4 月初頭支払の全 15 回払いとする。</u>	

			<table border="1"> <tr> <td>返済方法</td> <td>元利均等返済方式</td> </tr> <tr> <td>割賦金利 (年利)</td> <td>基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)</td> </tr> <tr> <td>基準金利</td> <td> <p>本施設の引渡日の6か月前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p> </td> </tr> </table>	返済方法	元利均等返済方式	割賦金利 (年利)	基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)	基準金利	<p>本施設の引渡日の6か月前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>返済方法</td> <td>元利均等返済方式</td> </tr> <tr> <td>割賦金利 (年利)</td> <td>基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)</td> </tr> <tr> <td>基準金利</td> <td> <p>本施設の引渡日の2日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p> </td> </tr> </table>	返済方法	元利均等返済方式	割賦金利 (年利)	基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)	基準金利	<p>本施設の引渡日の2日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p>
返済方法	元利均等返済方式															
割賦金利 (年利)	基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)															
基準金利	<p>本施設の引渡日の6か月前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p>															
返済方法	元利均等返済方式															
割賦金利 (年利)	基準金利 (※) + 提案スプレッド (%)															
基準金利	<p>本施設の引渡日の2日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p>															
事業契約書（案）	50	別紙3 3. (2)	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した訂正表において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙5 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。</p> <p>なお、<u>光熱水費及び燃料費</u>については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内</p>	<p>事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回目の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。</p> <p>なお、<u>事業者がすべての費用を自らの負担で行う独立採算による事業</u>（以下「独立採算事業」という。）を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び</p>												

			<p>に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の<u>光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額</u>とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。</p> <p>また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。</p>	<p><u>冷暖房に必要な燃料費</u>については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の<u>独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に県と事業者との間において協議の上決定される額</u>とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。</p> <p>また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。</p>
事業契約書（案）	57	別紙4 4. (2) ② (エ)	(エ) 改善・ <u>普及</u> 行為の実施	(エ) 改善・ <u>復旧</u> 行為の実施
事業契約書（案）	59	別紙5 頭書き	<p>事業契約書第25条及び第53条の定めるところにより、本事業に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。</p>	<p>事業契約書第25条、第40条及び第53条の定めるところにより、本事業に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。</p>
事業契約書（案）	60	別紙5 2.	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した訂正版において訂正されたものを再訂正するものです】</p> <p>2. 維持管理及び運営業務等に係る保険</p> <p>事業者又は維持管理企業、運営企業は、維持管理及び運営業務等に係る保険として、第三者賠償責任保険を付保する。</p> <p>また、事業者又は維持管理企業、運営企業は、<u>美術品（鳥取県立博物館の所蔵品及び第三者が所有する美</u></p>	<p>2. 維持管理及び運営業務等に係る保険</p> <p>事業者又は維持管理企業、運営企業は、維持管理及び運営業務等に係る保険として、第三者賠償責任保険を付保する。</p> <p>また、事業者又は維持管理企業、運営企業（<u>開館準備業務を行う企業を含む</u>）は、<u>美術品（鳥取県立美術</u></p>

			<u>術品を借用したもの）の輸送、館内の移動にかかる保険を付保する。</u>	<u>館の所蔵品及び外部から借用する作品資料等）の展示・輸送に係る保険を付保する。</u>
事業契約書（案）	60	別紙5 2. (1) ③	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：県、事業者、<u>開館準備企業、維持管理企業、運営企業</u>及びそのすべての下請負者とする。 事業者、<u>開館準備企業、維持管理企業及び運営企業</u>（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：県、事業者、<u>維持管理企業、運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業を含む</u>）及びそのすべての下請負者とする。 事業者、<u>維持管理企業及び運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業、下請負者を含む</u>。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
事業契約書（案）	61	別紙5 2. (2) ③	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：県、事業者、<u>開館準備企業、維持管理企業、運営企業</u>及びそのすべての下請負者とする。 事業者、<u>開館準備企業、維持管理企業及び運営企業</u>（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者：県、事業者、<u>維持管理企業、運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業を含む</u>）及びそのすべての下請負者とする。 事業者、<u>維持管理企業及び運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業、下請負者を含む</u>。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
事業契約書（案）		別紙5 2. (3) ③	<p>【（注）本項は、令和元年8月21日に公表した「鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書に関する質問回答 別紙学芸業務における保険の整理」において新設されたものを再訂正するものです】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者：事業者又は<u>維持管理・運営企業</u> 被保険者：県、事業者、<u>開館準備企業、維持管理企業、運営企業</u>及びそのすべての下請負者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者：事業者又は<u>維持管理・運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業を含む</u>） 被保険者：県、事業者、<u>維持管理企業、運営企業</u>（<u>開館準備業務を行う企業を含む</u>）及びそのすべての下請負者とする。